| 申請日 | 令和 | 年 | 月 | 目 |
|-----|----|---|---|---|

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)

(フラット35・財形住宅) (第一面)

- 1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり竣工現場検査・適合証明を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項がれた事項がありません。記載された事項が万が一事実に相違していた場合は、この手続及び交付された。 た適合証明書を取り消されても異議ありません。
- 2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄が記載された場合に限ります。)。

| 検査機関 | 月 名 | | 御中 | 1 | | | | | |
|--|-----------------------------------|---|----------------------|-------|-----------------------|---------|------------------------------|--------|--------|
| 申請者 | 氏 名 フリガ 又は | ナ) 住所: -()-(|) FAX (|) - (| () - (| ()[| 担当者名: ^(事業者の場合) | 印 | |
| 代理者 (申請者以 外が手続 する場合 に限り記 入) | 氏 名 フリガー 又は 名 称 〒(- TEL() | ナ) 住所: -()-(|) FAX (|) - (| () - (| () | 担当者名: (事業者の場合) | | |
| 手数料 請求先 | □ 申請者 □ □ 代理者 | その他 | -) | 所 | 属/担当者名: | | 連絡先: | | |
| | 場所(地名地番) 物の名称 | | | | 注文住宅・ 分譲住宅の区 | 分 □ 1.注 | 文住宅 [|] 2.分譲 | 住宅 |
| 建築主 (申請者と異 なる場合の み記入) | 氏名又は名称 郵便番号・住所 | | | | | | | | |
| 設 | 計検査 | □ 1.設計検査を実施 □ 2.設計検査を省略 □ 長期優良住宅 | E. | | | かの検査を実 | | ものに限りま | 号) |
| | 現場検査 ^{等の場合のみ記入)} | □ 1.中間現場検査 □ 2.中間現場検査 □ 住宅瑕疵担保保 | を省略 下 | | 年 施機関名 [準法の中間検 | | 日(第 単設住宅性能 一定の性能※を | | |
| | 工済特例 ^{て等の場合のみ)} | □ 竣工済特例による 注:設計検査申請 | | | | 期を過ぎてし | | | |
| Ā | 着 工日 | | 月 日 | | 二(予定)日 | (元号) | 年 | 月 | 3 |
| 計画に関 | する変更の有無 | | (前回の検査時7 「絡事項欄に変更 | | | | 検査が必要 | な場合があ | らります。 |
| 連 | 絡事項 | | | | | | | | |
| ※検査 | 至機関受付欄 | ※検査者名 | ※決裁者 | 名 ※ | 整理簿記録照 | | | 年月日及 | |
| | | | | | ※備考欄 | 令和 第 | 年 | 月 | 日 号 |
| | | | | | NIL C. UII (Ve) | | | | |

一定の性能とは、原則として次の性能を満たすものをいいます。[一戸建て等] 断熱等性能等級:等級2以上、劣化対策等級:等級2以上、維持管理対策等級(専用配管):等級3[共同建て] 断熱等性能等級:等級2以上、維持管理対策等級(共用配管):等級2以上

また、フラット35Sを利用する場合は、上記に加えて、必要とされる等級等を満たす必要があります。

(注) 建設性能評価の検査時にフラット35の検査項目について確認している場合は、現地での検査を実施済みとして取り扱う場合があります。

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)

(フラット35・財形住宅) (第二面)[一戸建て等用]

○建物の概要

| U 建物 | の概要 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------------------|---|----------------|-------------------|--|--------------------------------|---|---------------------------|--|--|------|---------------|-------------------------|---|
| 1戸 | 当たりの床面積 | | | | m² | | Ī | 敷地面積 | | | | | m² | |
| 74.44.0 | 構造 | □ 2.木造 □ 5.耐火 | €(耐久√ 、 *機棒 | | , — | | | □ 1.イ準 5タイプ)の5 | | 2.口準 番号 | 付 🗆 | 3.省全 | 準耐*) |) |
| 建物の 構造等 | 戸建型式 | □ 1.一戸 □ 3.重ね | | ☐ 2. 3 | 連続建て | 併 | 用住宅 | 区分 □ 1. | 専用住宅 | Ė | □ 2. | .併用作 | 住宅 | |
| | 階 数 | 地上 | | 階 | 地下 | | 階 | | | | | | | |
| | 工法 | □ 1.在来□ 5.枠組 | * I ~ | | プレハフ˙(; ヾ゙イフォーニ | | | 3.プレハフ 36.丸太約 | | — | | | /クリート系) C造等 | |
| † | 幾構承認住宅(設計登 録タイプ)の場合 | 会社名 省エネ/ | (レギー基 | 準適合 | 合仕様シー | ートの | 有無 |)承認 □ 1. | 番号(| 2.無 | | |) | |
| フラット | ·35Sの基準の適用 | □ 1.有 | | 35Sを つる基 | 【優良 □1.4 2. □2.耐! □3.バ! □4.耐! □5.省: □6.耐! □7.バ! | なエー震リ久優エ次震リケー 住れて 性ファ性 見れる 性ファ | 老ギルネ(リ 可なギルド 耐火 一 一 など はん でんしょう はん でんしょう はん かんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はん かんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はん はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ | 售】(金利] 性(□□ -消費量等級4 | Bプラン) 1. 断熱等性的 4以上 2. 免震以外 慮対策等級3以上等 金利 A プ 注宅事業建築 □ 4. 性 倒 壊等級4 以 対策等級4 | 能等級4 □ 3.基準 ト(耐震等級(3以上) ※3) ラン) ミ主基準 能向上計画 | 構造躯体 | の倒壊等 2.認定低 | 9省エネ法)※2 等防止)2以上) |) |
| 2戸じ | 以上申請の場合 ※6 | 申 | 請戸数 | | | *, | 戸 | | 宅番号 | | | | | |

- ※1 フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級又は住宅事業建築主の判断の基準等と同じ基準です。
- ※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準適合認定建築物をいいます。
- ※3 劣化対策等級3以上等: 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合 に限ります。)が必要

高齢者等配慮対策等級4等:評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は、等級3で可)

- ※4 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。
- ※5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。
- ※6 申請住宅が2戸以上の場合は、申請戸数欄に戸数を記載した上で、第二面を申請戸数分提出してください。

<申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。) 及び財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご 案内等により確認しています。
 - (1) 機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積*、建設費、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
 - ※住宅の床面積の要件は次表のとおりです。

| | 一戸類 | まて等 | 共同建て | | | |
|--------|-------|--------|-------|--------|--|--|
| | 下限 | 上限 | 下限 | 上限 | | |
| フラット35 | 70㎡以上 | なし | 30㎡以上 | なし | | |
| 財形住宅融資 | 70㎡以上 | 280㎡以下 | 40㎡以上 | 280㎡以下 | | |

- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 3 フラット35Sを利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。
- 4 フラット35Sを利用する場合は、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があることを承知しています。

<個人情報の取扱い>

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的

検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用 的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1) 業務内容

ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)

イ その他これらに付随する業務

(2) 利用目的

- 竣工現場検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
- ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため
- イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ウ その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供

検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人 情報を第三者に提供することはありません。

ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機等に提供することがあります。

| 個人情報の提供先 | 提供先の利用目的 | 提供する個人情報 |
|---------------------------------|---|--|
| 機構 申請住宅について融資の申 込みを行う金融機関 | ・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・中古住宅における適合証明書の発行の省略その他適合証明業務の事務の簡素化 ・財政化を融資。フラット25に関する機能の発売は又は保険・保証の対象しなる | 竣工現場檢查申請書に記載されたお客さまの属性等載されたお客さまの属性等 (氏名、住所、電話番号等)、申請に関する任宅情報(所在地、構造、面積、 仕様等) |